

(仮訳)

## 日本国

### 受諾書の寄託の時にける留保及び通告の一覧

この文書は、条約第 28 条 5 及び第 29 条 1 の規定に従って基づいて受諾書の寄託の時に日本国が提出した留保及び通告の一覧を含む。

## 第2条 用語の解釈

### 条約の対象となる協定の通告

条約第2条1(a)(ii)の規定に基づき、日本国は、次の協定を条約の対象とすることを希望する。

番号	題名	他方の当事国	原協定/ 改正協定	署名日	発効日
1	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約	オーストラリア	原協定	2008年1月31日	2008年12月3日
2	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とブルガリア共和国との間の条約	ブルガリア	原協定	1991年3月7日	1991年8月9日
3	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とカナダ政府との間の条約	カナダ	原協定	1986年5月7日	1987年11月14日
			議定書(a)	1999年2月19日	2000年12月14日
4	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定	中華人民共和国	原協定	1983年9月6日	1984年6月26日
5	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロバキア(チェコ)スロヴァキア社会主義共和国との間の条約	チェコスロバキア (チェコ)	原協定	1977年10月11日	1978年11月25日
6	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ連合共和国との間の条約	エジプト	原協定	1968年9月3日	1969年8月6日
7	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の条約	英国 (フィジー)	原協定	1962年9月4日	1963年4月23日
8	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とフィンランド共和国との間の条約	フィンランド	原協定	1972年2月29日	1972年12月30日
			議定書(a)	1991年3月4日	1991年12月28日
9	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約	フランス	原協定	1995年3月3日	1996年3月24日
			議定書(a)	2007年1月11日	2007年12月1日

番号	題名	他方の当事国	原協定/ 改正協定	署名日	発効日
10	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定	ドイツ	原協定	2015年12月17日	2016年10月28日
11	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と中華人民共和国香港特別行政区政府との間の協定	香港	原協定	2010年11月9日	2011年8月14日
12	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とハンガリー人民共和国との間の条約	ハンガリー	原協定	1980年2月13日	1980年10月25日
13	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約	インド	原協定	1989年3月7日	1989年12月29日
			議定書(a)	2006年2月24日	2006年6月28日
			議定書(b)	2015年12月11日	2016年10月29日
14	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とインドネシア共和国との間の協定	インドネシア	原協定	1982年3月3日	1982年12月31日
15	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアイルランドとの間の条約	アイルランド	原協定	1974年1月18日	1974年12月4日
16	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とイスラエル国との間の条約	イスラエル	原協定	1993年3月8日	1993年12月24日
17	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とイタリア共和国との間の条約	イタリア	原協定	1969年3月20日	1973年3月17日
			議定書(a)	1980年2月14日	1982年1月28日
18	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカザフスタン共和国との間の条約	カザフスタン	原協定	2008年12月19日	2009年12月30日
19	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国と大韓民国との間の条約	大韓民国	原協定	1998年10月8日	1999年11月22日
20	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とクウェート国との間の条約	クウェート	原協定	2010年2月17日	2013年6月14日

番号	題名	他方の当事国	原協定/ 改正協定	署名日	発効日
21	所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とルクセンブルグ大公国との間の条約	ルクセンブルク	原協定	1992年3月5日	1992年12月27日
			議定書(a)	2010年1月25日	2011年12月30日
22	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とマレーシア政府との間の協定	マレーシア	原協定	1999年2月19日	1999年12月31日
			議定書(a)	2010年2月10日	2010年12月1日
23	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とメキシコ合衆国との間の条約	メキシコ	原協定	1996年4月9日	1996年11月6日
24	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオランダ王国との間の条約	オランダ	原協定	2010年8月25日	2011年12月29日
25	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約	ニュージーランド	原協定	2012年12月10日	2013年10月25日
26	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とノルウェー王国との間の条約	ノルウェー	原協定	1992年3月4日	1992年12月16日
27	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約	パキスタン	原協定	2008年1月23日	2008年11月9日
28	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とポーランド人民共和国との間の条約	ポーランド	原協定	1980年2月20日	1982年12月23日
29	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とポルトガル共和国との間の条約	ポルトガル	原協定	2011年12月19日	2013年7月28日
30	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とルーマニア社会主義共和国との間の条約	ルーマニア	原協定	1976年2月12日	1978年4月9日
31	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とサウジアラビア王国政府との間の条約	サウジアラビア	原協定	2010年11月15日	2011年9月1日

番号	題名	他方の当事国	原協定/ 改正協定	署名日	発効日
32	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とシンガポール共和国政府との間の協定	シンガポール	原協定	1994年4月9日	1995年4月28日
			議定書(a)	2010年2月4日	2010年7月14日
33	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とチェコスロヴァキア社会主義共和国との間の条約	チェコスロバキア (スロバキア)	原協定	1977年10月11日	1978年11月25日
34	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府と南アフリカ共和国政府との間の条約	南アフリカ共和国	原協定	1997年3月7日	1997年11月5日
35	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約	スウェーデン	原協定	1983年1月21日	1983年9月18日
			議定書(a)	1999年2月19日	1999年12月25日
			議定書(b)	2013年12月5日	2014年10月12日
36	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とトルコ共和国との間の協定	トルコ	原協定	1993年3月8日	1994年12月28日
37	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約	ソビエト連邦 (ウクライナ)	原協定	1986年1月18日	1986年11月27日
38	所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約	アラブ首長国連邦	原協定	2013年5月2日	2014年12月24日
39	所得及び譲渡収益に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の条約	英国	原協定	2006年2月2日	2006年10月12日
			議定書(a)	2013年12月17日	2014年12月12日

### 第 3 条 課税上存在しない団体

#### 留保

条約第 3 条 5(f)の規定に基づき、日本国は、対象租税協定について、同条 2 の規定を適用しない権利を留保する。

#### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 3 条 6 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4 に規定する規定(同条 5(c)から(e)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 4 条 5
9	フランス	第 4 条 6
10	ドイツ	第 1 条 2
24	オランダ	第 4 条 5
25	ニュージーランド	第 4 条 5
29	ポルトガル	議定書 2
39	英国	第 4 条 5

### 第 4 条 双方居住者に該当する団体

#### 留保

条約第 4 条 3(e)の規定に基づき、日本国は、対象租税協定の適用上、同条 1 の第二文を次のように代える権利を留保する。

そのような合意がない場合には、その者は、当該対象租税協定に基づいて与えられる租税の軽減又は免除を受けることができない。

#### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 4 条 4 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 2 に規定する規定(同条 3(b)から(d)までの規定に基づく留保の対象とならないものに限る。)を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 4 条 3 及び 4 の一部 並びに議定書 4
2	ブルガリア	第 4 条 4
3	カナダ	第 4 条 2 及び議定書 2(b)
4	中華人民共和国	第 4 条 3
5	チェコスロバキア (チェコ)	第 4 条 3
8	フィンランド	第 4 条 3
9	フランス	第 4 条 3
10	ドイツ	第 4 条 3
11	香港	第 4 条 3

掲載協定番号	他方の当事国	規定
12	ハンガリー	第4条3
13	インド	第4条2
14	インドネシア	第4条2
15	アイルランド	第4条3
16	イスラエル	第4条3及び議定書1
17	イタリア	第4条2
18	カザフスタン	第4条3
19	大韓民国	第4条3
20	クウェート	第4条3
21	ルクセンブルク	第4条3
22	マレーシア	第4条3
23	メキシコ	第4条3
24	オランダ	第4条3
25	ニュージーランド	第4条3及び議定書3
26	ノルウェー	第4条3
27	パキスタン	第4条3
28	ポーランド	第4条3
29	ポルトガル	第4条3
30	ルーマニア	第4条3
31	サウジアラビア	第4条3及び議定書4
32	シンガポール	第4条3
33	チェコスロバキア (スロバキア)	第4条3
34	南アフリカ共和国	第4条3
35	スウェーデン	第4条3
36	トルコ	第4条3
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	第1条3
38	アラブ首長国連邦	第4条3
39	英国	第4条3

## 第6条 対象租税協定の目的

### 留保

条約第6条4の規定に基づき、日本国は、非課税又は租税の軽減の機会を生じさせることなく二重課税を除去する当事国の意図に言及する前文の文言(脱税又は租税回避(当事国以外の国又は地域の居住者の間接的な利益のために対象租税協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさり)の仕組みを含む。)を通じた非課税又は租税の軽減にのみ言及する文言であるか、より広い場合における非課税又は租税の軽減に言及する文言であるかを問わない。)を含む対象租税協定について、同条1の規定を適用しない権利を留保する。次の協定は、この留保の対象となる前文の文言を含む。

掲載協定番号	他方の当事国	前文の文言
10	ドイツ	<p>両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する両国間の協力を強化することを希望し、</p> <p>所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、脱税又は租税回避を通じた非課税又は課税の軽減(第三国の居住者の間接的な利益のためにこの協定において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目的とする条約漁(あさり)の仕組みを通じたものを含む。)の機会を生じさせることなく、二重課税を除去するための新たな協定を締結することを意図して、</p>

### 選択的規定の選択の通告

条約第6条6の規定に基づき、日本国は、同条3の規定を適用することを選択する。

### 掲載協定の既存の前文の文言の通告

条約第6条5の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条4の規定に基づく留保の対象とならず、かつ、同条2に規定する前文の文言を含むと認める。関連する前文の文言は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	前文の文言
1	オーストラリア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
2	ブルガリア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
3	カナダ	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
4	中華人民共和国	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、
5	チェコスロバキア (チェコ)	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
6	エジプト	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
7	英国 (フィジー)	所得に対する租税に関して二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
8	フィンランド	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
9	フランス	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、



掲載協定番号	他方の当事国	前文の文言
11	香港	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、
12	ハンガリー	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
13	インド	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
14	インドネシア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、
15	アイルランド	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
16	イスラエル	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
17	イタリア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
18	カザフスタン	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
19	大韓民国	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
20	クウェート	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
21	ルクセンブルク	所得に対する租税及びある種の他の租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
22	マレーシア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、
23	メキシコ	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
24	オランダ	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
25	ニュージーランド	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
26	ノルウェー	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
27	パキスタン	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
28	ポーランド	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを決定して、
29	ポルトガル	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
30	ルーマニア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
31	サウジアラビア	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
32	シンガポール	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、

掲載協定番号	他方の当事国	前文の文言
33	チェコスロバキア (スロバキア)	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
34	南アフリカ共和国	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
35	スウェーデン	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、
36	トルコ	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し及び脱税を防止するための協定を締結することを希望して、
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を締結することを希望して、
38	アラブ首長国連邦	所得に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための条約を締結することを希望して、
39	英国	所得及び譲渡収益に対する租税に関し、二重課税を回避し、及び脱税を防止するための新たな条約を締結することを希望して、

#### 既存の前文の文言を含まない掲載協定の通告

条約第 6 条 6 の規定に基づき、日本国は、次の協定が経済関係の発展を図り、又は租税に関する協力を強化することを希望することに言及する前文の文言を含まないと認める。

掲載協定番号	他方の当事国
1	オーストラリア
2	ブルガリア
3	カナダ
4	中華人民共和国
5	チェコスロバキア (チェコ)
6	エジプト
7	英国 (フィジー)
8	フィンランド
9	フランス
11	香港
12	ハンガリー
13	インド
14	インドネシア
15	アイルランド
16	イスラエル
17	イタリア
18	カザフスタン
19	大韓民国
20	クウェート
21	ルクセンブルク
22	マレーシア
23	メキシコ

掲載協定番号	他方の当事国
24	オランダ
25	ニュージーランド
26	ノルウェー
27	パキスタン
28	ポーランド
29	ポルトガル
30	ルーマニア
31	サウジアラビア
32	シンガポール
33	チェコスロバキア (スロバキア)
34	南アフリカ
35	スウェーデン
36	トルコ
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)
38	アラブ首長国連邦
39	英国

## 第7条 条約の濫用の防止

### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第7条17(a)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条15(b)の規定に基づく留保の対象とならず、かつ、同条2に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第10条11、第11条10及び第12条8
9	フランス	第10条9、第11条10、第12条6及び第22条5
10	ドイツ	第21条8
11	香港	第26条
23	メキシコ	議定書11(a)及び13
25	ニュージーランド	第23条
29	ポルトガル	第21条
31	サウジアラビア	第24条
34	南アフリカ共和国	第22条及び議定書2
35	スウェーデン	第21条のC
38	アラブ首長国連邦	議定書11
39	英国	第10条10、第11条7、第12条6及び第21条5

## 第 8 条 配当を移転する取引

### 留保

条約第 8 条 3(a)の規定に基づき、日本国は、対象租税協定について、同条の規定の全部を適用しない権利を留保する。

## 第 9 条 主として不動産から価値が構成される団体の株式又は持分の譲渡から生ずる収益

### 選択的規定の選択の通告

条約第 9 条 8 の規定に基づき、日本国は、同条 4 の規定を適用することを選択する。

### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 9 条 7 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 1 に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 13 条 2
9	フランス	第 13 条 3
10	ドイツ	第 13 条 2
11	香港	第 13 条 2
18	カザフスタン	第 13 条 2
19	大韓民国	第 13 条 3
20	クウェート	第 13 条 2
23	メキシコ	第 13 条 3
24	オランダ	第 13 条 2
25	ニュージーランド	第 13 条 2
27	パキスタン	第 14 条 2
29	ポルトガル	第 13 条 2
31	サウジアラビア	第 13 条 2
32	シンガポール	第 13 条 4(a)
38	アラブ首長国連邦	第 13 条 2
39	英国	第 13 条 2

## 第 11 条 自国の居住者に対して租税を課する締約国の権利を制限する租税協定の適用

### 留保

条約第 11 条 3(a)の規定に基づき、日本国は、対象租税協定について、同条の規定の全部を適用しない権利を留保する。

## 第 12 条 問屋契約及びこれに類する方策を通じた恒久的施設の地位の人為的な回避

### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 12 条 5 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 3(a)に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 5 条 7(a)の一部
2	ブルガリア	第 5 条 5
3	カナダ	第 5 条 5
4	中華人民共和国	第 5 条 6(a)
5	チェコスロバキア (チェコ)	第 5 条 4
6	エジプト	第 3 条 4
7	英国 (フィジー)	第 2 条 1(i)(v)(aa)
8	フィンランド	第 5 条 4
9	フランス	第 5 条 5
10	ドイツ	第 5 条 5
11	香港	第 5 条 5
12	ハンガリー	第 5 条 5
13	インド	第 5 条 7(a)
14	インドネシア	第 5 条 6(a)
15	アイルランド	第 6 条 5(a)
16	イスラエル	第 5 条 5
17	イタリア	第 5 条 4
18	カザフスタン	第 5 条 5
19	大韓民国	第 5 条 5
20	クウェート	第 5 条 5
21	ルクセンブルク	第 5 条 5
22	マレーシア	第 5 条 5(a)
23	メキシコ	第 5 条 5
24	オランダ	第 5 条 5
25	ニュージーランド	第 5 条 8(a)
26	ノルウェー	第 5 条 5
27	パキスタン	第 5 条 5(a)
28	ポーランド	第 5 条 5
29	ポルトガル	第 5 条 5
30	ルーマニア	第 5 条 4
31	サウジアラビア	第 5 条 5
32	シンガポール	第 5 条 5
33	チェコスロバキア (スロバキア)	第 5 条 4
34	南アフリカ共和国	第 5 条 5
35	スウェーデン	第 5 条 5

掲載協定番号	他方の当事国	規定
36	トルコ	第 5 条 7
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	第 4 条 4
38	アラブ首長国連邦	第 5 条 5
39	英国	第 5 条 5

条約第 12 条 6 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 3(b)に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 5 条 8
2	ブルガリア	第 5 条 6
3	カナダ	第 5 条 6
4	中華人民共和国	第 5 条 7
5	チェコスロバキア (チェコ)	第 5 条 5
6	エジプト	第 3 条 5
7	英国 (フィジー)	第 2 条 1(i)(vi)
8	フィンランド	第 5 条 5
9	フランス	第 5 条 6
10	ドイツ	第 5 条 6
11	香港	第 5 条 6
12	ハンガリー	第 5 条 6
13	インド	第 5 条 8
14	インドネシア	第 5 条 8 及び議定書 1
15	アイルランド	第 6 条 6
16	イスラエル	第 5 条 6
17	イタリア	第 5 条 5
18	カザフスタン	第 5 条 6
19	大韓民国	第 5 条 6
20	クウェート	第 5 条 6 及び議定書 2
21	ルクセンブルク	第 5 条 6
22	マレーシア	第 5 条 6
23	メキシコ	第 5 条 7 及び議定書 2
24	オランダ	第 5 条 6
25	ニュージーランド	第 5 条 9
26	ノルウェー	第 5 条 6
27	パキスタン	第 5 条 6
28	ポーランド	第 5 条 6
29	ポルトガル	第 5 条 6
30	ルーマニア	第 5 条 5
31	サウジアラビア	第 5 条 6
32	シンガポール	第 5 条 6

掲載協定番号	他方の当事国	規定
33	チェコスロバキア (スロバキア)	第 5 条 5
34	南アフリカ共和国	第 5 条 6
35	スウェーデン	第 5 条 6
36	トルコ	第 5 条 8
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	第 4 条 5
38	アラブ首長国連邦	第 5 条 6
39	英国	第 5 条 6

### 第 13 条 特定の活動に関する除外を利用した恒久的施設の地位の人為的な回避

#### 選択的規定の選択の通告

条約第 13 条 7 の規定に基づき、日本国は、同条 1 に基づいて選択肢 A を適用することを選択する。

#### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 13 条 7 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 5(a)に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 5 条 6
2	ブルガリア	第 5 条 4
3	カナダ	第 5 条 4
4	中華人民共和国	第 5 条 4
5	チェコスロバキア (チェコ)	第 5 条 3
6	エジプト	第 3 条 3
7	英国 (フィジー)	第 2 条 1(i)(iii)
8	フィンランド	第 5 条 3
9	フランス	第 5 条 4
10	ドイツ	第 5 条 4
11	香港	第 5 条 4
12	ハンガリー	第 5 条 4
13	インド	第 5 条 6
14	インドネシア	第 5 条 4
15	アイルランド	第 6 条 3
16	イスラエル	第 5 条 4
17	イタリア	第 5 条 3
18	カザフスタン	第 5 条 4

掲載協定番号	他方の当事国	規定
19	大韓民国	第 5 条 4
20	クウェート	第 5 条 4
21	ルクセンブルク	第 5 条 4
22	マレーシア	第 5 条 4
23	メキシコ	第 5 条 4 及び議定書 1
24	オランダ	第 5 条 4
25	ニュージーランド	第 5 条 7
26	ノルウェー	第 5 条 4
27	パキスタン	第 5 条 4
28	ポーランド	第 5 条 4
29	ポルトガル	第 5 条 4
30	ルーマニア	第 5 条 3
31	サウジアラビア	第 5 条 4
32	シンガポール	第 5 条 4
33	チェコスロバキア (スロバキア)	第 5 条 3
34	南アフリカ共和国	第 5 条 4
35	スウェーデン	第 5 条 4
36	トルコ	第 5 条 6
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	第 4 条 3
38	アラブ首長国連邦	第 5 条 4
39	英国	第 5 条 4

#### 第 14 条 契約の分割

##### 留保

条約第 14 条 3(a)の規定に基づき、日本国は、対象租税協定について、同条の規定の全部を適用しない権利を留保する。



## 第 16 条 相互協議手続

### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 16 条 6(a)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4(a)(i)に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他の当事国	規定
1	オーストラリア	第 27 条 1 第一文
2	ブルガリア	第 25 条 1 第一文
3	カナダ	第 23 条 1 第一文
4	中華人民共和国	第 25 条 1 第一文
5	チェコスロバキア (チェコ)	第 25 条 1
6	エジプト	第 22 条 1
8	フィンランド	第 25 条 1
9	フランス	第 25 条 1 第一文
10	ドイツ	第 24 条 1 第一文
11	香港	第 24 条 1 第一文
12	ハンガリー	第 25 条 1 第一文
13	インド	第 25 条 1 第一文
14	インドネシア	第 25 条 1 第一文
15	アイルランド	第 27 条 1
16	イスラエル	第 25 条 1 第一文
17	イタリア	第 25 条 1
18	カザフスタン	第 24 条 1 第一文
19	大韓民国	第 25 条 1 第一文
20	クウェート	第 24 条 1 第一文
21	ルクセンブルク	第 27 条 1 第一文
22	マレーシア	第 24 条 1 第一文
23	メキシコ	第 24 条 1 第一文
24	オランダ	第 24 条 1 第一文
25	ニュージーランド	第 26 条 1 第一文
26	ノルウェー	第 25 条 1 第一文
27	パキスタン	第 25 条 1 第一文
28	ポーランド	第 25 条 1 第一文
29	ポルトガル	第 24 条 1 第一文
30	ルーマニア	第 24 条 1
31	サウジアラビア	第 25 条 1 第一文
32	シンガポール	第 25 条 1 第一文
33	チェコスロバキア (スロバキア)	第 25 条 1
34	南アフリカ共和国	第 24 条 1 第一文
35	スウェーデン	第 24 条 1 第一文
36	トルコ	第 24 条 1
37	ソビエト連邦	第 22 条 1 第一文

掲載協定番号	他の当事国	規定
	(ウクライナ)	
38	アラブ首長国連邦	第 24 条 1 第一文
39	英国	第 25 条 1 第一文

条約第 16 条 6(b)(i)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 1 の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年未満の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
3	カナダ	第 23 条 1 第二文

条約第 16 条 6(b)(ii)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 1 の第一文に規定する事案に関する申立ては対象租税協定の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から 3 年以上の一定の期間内にしなければならないことを規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 27 条 1 第二文
2	ブルガリア	第 25 条 1 第二文
4	中華人民共和国	第 25 条 1 第二文
9	フランス	第 25 条 1 第二文
10	ドイツ	第 24 条 1 第二文
11	香港	第 24 条 1 第二文
12	ハンガリー	第 25 条 1 第二文
13	インド	第 25 条 1 第二文
14	インドネシア	第 25 条 1 第二文
16	イスラエル	第 25 条 1 第二文
18	カザフスタン	第 24 条 1 第二文
19	大韓民国	第 25 条 1 第二文
20	クウェート	第 24 条 1 第二文
21	ルクセンブルク	第 27 条 1 第二文
22	マレーシア	第 24 条 1 第二文
23	メキシコ	第 24 条 1 第二文
24	オランダ	第 24 条 1 第二文
25	ニュージーランド	第 26 条 1 第二文
26	ノルウェー	第 25 条 1 第二文
27	パキスタン	第 25 条 1 第二文
28	ポーランド	第 25 条 1 第二文
29	ポルトガル	第 24 条 1 第二文
31	サウジアラビア	第 25 条 1 第二文
32	シンガポール	第 25 条 1 第二文
34	南アフリカ共和国	第 24 条 1 第二文
35	スウェーデン	第 24 条 1 第二文
37	ソビエト連邦 (ウクライナ)	第 22 条 1 第二文

掲載協定番号	他方の当事国	規定
38	アラブ首長国連邦	第 24 条 1 第二文
39	英国	第 25 条 1 第二文

#### 既存の規定を含まない掲載協定の通告

条約第 16 条 6(c)(i)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4(b)(i)に規定する規定を含まないと認める。

掲載協定番号	他方の当事国
7	英国 (フィジー)

条約第 16 条 6(c)(ii)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4(b)(ii)に規定する規定を含まないと認める。

掲載協定番号	他方の当事国
3	カナダ
5	チェコスロバキア (チェコ)
6	エジプト
7	英国 (フィジー)
8	フィンランド
15	アイルランド
17	イタリア
23	メキシコ
30	ルーマニア
33	チェコスロバキア (スロバキア)
39	英国

条約第 16 条 6(d)(i)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4(c)(i)に規定する規定を含まないと認める。

掲載協定番号	他方の当事国
7	英国 (フィジー)

条約第 16 条 6(d)(ii)の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 4(c)(ii)に規定する規定を含まないと認める。

掲載協定番号	他方の当事国
7	英国 (フィジー)
23	メキシコ

## 第 17 条 対応的調整

### 掲載協定の既存の規定の通告

条約第 17 条 4 の規定に基づき、日本国は、次の協定が同条 2 に規定する規定を含むと認める。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
1	オーストラリア	第 9 条 3
2	ブルガリア	第 9 条 2
3	カナダ	第 9 条 2
9	フランス	第 9 条 2
10	ドイツ	第 9 条 2
11	香港	第 9 条 2
13	インド	第 9 条 2
16	イスラエル	第 9 条 2
18	カザフスタン	第 9 条 2
19	大韓民国	第 9 条 2
20	クウェート	第 9 条 2
21	ルクセンブルク	第 9 条 2
22	マレーシア	第 9 条 2
23	メキシコ	第 9 条 2
24	オランダ	第 9 条 2
25	ニュージーランド	第 9 条 2
26	ノルウェー	第 9 条 2
27	パキスタン	第 9 条 2
29	ポルトガル	第 9 条 2
31	サウジアラビア	第 9 条 2
32	シンガポール	第 9 条 2
34	南アフリカ共和国	第 9 条 2
35	スウェーデン	第 9 条 2
36	トルコ	第 9 条 2
38	アラブ首長国連邦	第 9 条 2
39	英国	第 9 条 2

## 第 18 条 第 6 部の規定の適用の選択

### 選択的規定の選択の通告

条約第 18 条の規定に基づき、日本国は、条約第 6 部の規定を適用することを選択する。

## 第 19 条 義務的かつ拘束力を有する仲裁

### 留保

条約第 19 条 12 の規定に基づき、同条の他の規定にかかわらず、日本国は、対象租税協定について次の規則を適用する権利を留保する。

- (a) 条約に定める仲裁手続の対象となる両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項は、いずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が当該事項について既に決定を行った場合には、仲裁に付託されない。
- (b) 仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両当事国の権限のある当局に送付するまでの間に、当該事項についていずれかの当事国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合には、当該仲裁手続は、終了する。

## 第 23 条 仲裁手続の種類

### 留保

条約第 23 条 2 の規定に基づき、対象租税協定について同条の規定を適用するに当たり、日本国は、対象租税協定について同条 1 の規定を適用しない権利を留保する。

## 第 26 条 第 6 部の規定の適用対象

### 留保

条約第 26 条 4 の規定に基づき、日本国は、両当事国の権限のある当局の合意のための手続に係る事案の未解決の事項に関する義務的かつ拘束力を有する仲裁を定める全ての対象租税協定について条約第 6 部の規定を適用しない権利を留保する。当該規定の条及び項の番号は、次のとおり特定される。

掲載協定番号	他方の当事国	規定
10	ドイツ	第 24 条 5 及び議定書 10
11	香港	第 24 条 5 及び議定書 6
24	オランダ	第 24 条 5 及び議定書 12
25	ニュージーランド	第 26 条 5 及び議定書 16
29	ポルトガル	第 24 条 5 並びに議定書 12 及び 13
35	スウェーデン	第 24 条 5 から 7 まで
39	英国	第 25 条 5 及び 6 並びに議定書 5

## 第 28 条 留保

### 仲裁の範囲に関する留保

条約第 28 条 2(a)の規定に基づき、日本国は、条約第 6 部の規定に基づいて仲裁に付託することができる事案の範囲に関して、次の留保を付する。

- 1 日本国は、日本国の対象租税協定について、個人以外の者が二の当事国の居住者に該当する場合にその者を一の当事国の居住者として取り扱うか否かを決定するための規則を規定する対象租税協定の規定（この条約によって修正される場合には、その修正の後のもの）に該当する事案を条約第 6 部の対象から除外する権利を留保する。
- 2 条約第 28 条 2(a)の規定に基づいて日本国の対象租税協定の他方の当事国によって付される留保が、当該他方の当事国の国内法に言及することによるか否かにかかわらず、当該他方の当事国における課税の事案のみを条約第 6 部の対象から除外する場合には、日本国は、当該対象租税協定について、当該他方の当事国の留保において言及される事案に類似する日本国における課税の事案を同部の対象から除外する権利を留保する。